鹿児島県公報

平成25年4月12日(金)第2897号の2



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

示

- ○森林病害虫等防除法の規定に基づく駆除命令(2件)
- (森づくり推進課取扱い) 1
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- (介護福祉課取扱い) 4 (介護福祉課取扱い) 4
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援

医療機関の指定の更新 (3件)

- (障害福祉課取扱い) 4
- ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件)
- (水産振興課取扱い) 7

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可

(漁港漁場課取扱い) 7

○土地区画整理事業の換地処分

- (都市計画課取扱い) 8
- ○総括指定金融機関の指定,指定金融機関等の名称,取扱店舗及び取扱事務の範囲の一 (会計課取扱い)9
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定(2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 9
 - (北薩地域振興局取扱い) 9

公 告

○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

(商工政策課取扱い) 9

○落札者等の公告(2件)

- (かごしま県民交流センター取扱い) 10
 - (農業開発総合センター取扱い) 10

公安委員会規則

○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(※)

(交通規制課取扱い) 11

示

鹿児島県告示第442号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病 害虫等の駆除命令をする予定である。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

鹿児島市、阿久根市、指宿市、日置市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び南 種子町の区域内に存する松林のうち次の区域(「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島 県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供す る。)

(2) 期間

平成25年5月16日から同年6月28日まで

- 2 森林病害虫等の種類
 - 松くい虫
- 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該 樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて, 3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し,同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成25年7月12日(金)までに、森林病害虫等駆除実施 届出書(別記様式)を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病害虫等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、 当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事

届出人 住所 氏名 印 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

森林病害虫等駆除実施届出書

森林病害虫等防除法施行細則第1条の規定により,次のとおり届け出ます。

命ぜられた措	森林	森林(伐採跡地を含				主	樹木若しくは伐採木等の本				樹	樹木又は伐採木等				
置の内容	む。)の面積			梦	数又は伐採跡地の根株数				の	の材積						
		ヘクタール									本ス	ては株		7	Z方メ [、]	ートル
実施地区又は	実	施	;	期	間			実	施	に	要	し	た	費	用	
場所	天	ル	1	刋	[F]	種	別	数			量	単		価	金	額
						人	夫				人			円		円
		年	月	日	から	薬	剤		リ	ット	ル			円		円
		年	月	日	まで	その	の他							/		円
							计		<u></u>	_			_	/		円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第443号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除命令をする予定である。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市,西之表市,薩摩川内市,日置市,いちき串木野市,南さつま市,志布志市,南九州市,大崎町,東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域(「次」は,省略し,その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成25年5月16日から同年7月10日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該 樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて, 3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し,同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

- 5 その他
 - (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成25年7月24日(水)までに、森林病害虫等駆除実施 届出書(別記様式)を、知事に提出しなければならない。
 - (3) 知事は、森林病害虫等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
 - (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事殿

届出人 住所 氏名 印 法人にあつては,主たる事務所の 所在地,名称及び代表者の氏名

森林病害虫等駆除実施届出書

森林病害虫等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措 置の内容	森林(伐採跡地を含む。)の面積					樹木若しくは伐採木等の本 数又は伐採跡地の根株数					樹木又は伐採木等 の材積				
	ヘクタール				本又は株					7	立方メ	ートル			
実施地区又は 場所	実	施	期	間	種	別	実 数	施	に	要 量	し 単	た	費 価	用金	額

鹿 児 島 県 公 報 平成25年4月12日(金)第2897号の2

			人	夫	人	円	円
年	月	日から	薬	剤	リットル	円	円
年	月	日まで	その)他			円
			言	+			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第444号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業	美 所		申 請 者		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	11. 18 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
訪問看護ステー	鹿屋市田崎町	株式会社笑仁翅	鹿屋市田崎町	井上 謙三	平成25年	訪問看護
ションあじさい	1316番地 1		1316番地 1		4月1日	
つねよし日輪館	曽於市大隅町坂	社会福祉法人紘	鹿屋市輝北町市	吉元 和浩	平成25年	通所介護
	元4031番 2	徳会	成2121番地3		4月1日	
デイサービスセ	出水市高尾野町	社会福祉法人鶴	出水市汐見町93	吉井 八郎	平成25年	通所介護
ンター鶴寿会た	大久保600番地	寿会	番地		4月1日	
かおの						
デイサービスあ	西之表市西之表	一般社団法人よ	西之表市西之表	森田 由美	平成25年	通所介護
ゆみ	9758番地 7	りあい	9758番地 7		4月1日	

鹿児島県告示第445号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業 所		申請者		* +	11. 18 9
名 称	名 称 所在地		主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
訪問看護ステー	鹿屋市田崎町	株式会社笑仁翅	鹿屋市田崎町	井上 謙三	平成25年	介護予防
ションあじさい	1316番地 1		1316番地 1		4月1日	訪問看護
つねよし日輪館	曽於市大隅町坂	社会福祉法人紘	鹿屋市輝北町市	吉元 和浩	平成25年	介護予防
	元4031番 2	徳会	成2121番地3		4月1日	通所介護
デイサービスセ	出水市高尾野町	社会福祉法人鶴	出水市汐見町93	吉井 八郎	平成25年	介護予防
ンター鶴寿会た	大久保600番地	寿会	番地		4月1日	通所介護
かおの						
デイサービスあ	西之表市西之表	一般社団法人よ	西之表市西之表	森田 由美	平成25年	介護予防
ゆみ	9758番地 7	りあい	9758番地 7		4月1日	通所介護

鹿児島県告示第446号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

	病院又	更新年月	自立支援医療	
	名称	所 在 地	日	の種類
ſ	医療法人慈圭会八反丸病院	鹿児島市下竜尾町3番28号	平成25年	精神通院医療

		4月1日	
今村病院分院	鹿児島市鴨池新町11-23	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
サンタこどもクリニック	鹿児島市和田二丁目21-18	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
谷山生協クリニック	鹿児島市谷山中央五丁目21番	平成25年	精神通院医療
	22号	4月1日	
エンジェルハートクリニック	鹿児島市西千石町3-21有馬	平成25年	精神通院医療
	ビル3階	4月1日	
医療法人浩然会指宿浩然会病	指宿市十町1145番地	平成25年	精神通院医療
院		4月1日	
医療法人隆盛会いじゅういん	日置市伊集院町郡984番地	平成25年	精神通院医療
脳神経外科	to Viola to Virginia de mana a company	4月1日	
メンタルクリニックMateria	奄美市名瀬末広町18-25グラ	平成25年	精神通院医療
	ンセ末広ビル1F	4月1日	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
公益社団法人鹿児島共済会南	鹿児島市長田町14-3	平成25年	精神通院医療
風病院工业会院院	南田自士子四郡 子口,至 5	4月1日	## ## \\$ #\$ □ □ □ □ □ □ □ □ □
玉水会病院 	鹿児島市下伊敷一丁目1番5 号	平成25年	精神通院医療
 総合病院鹿児島生協病院	<u> </u>	4月1日	精神通院医療
総合例院庭児島生協例院		平成25年 4月1日	相們 地
医療法人仁愛会仁愛会病院	10号 鹿児島市新栄町2番1号	平成25年	精神通院医療
区原伍八口发云口发云州阮	胚光岛印刷木町2番1万	4月1日	相性地忧区源
医療法人徳洲会鹿児島徳洲会	 鹿児島市下荒田三丁目8番1	平成25年	精神通院医療
病院		4月1日	相作地例区源
敬愛クリニック	■ 7	平成25年	精神通院医療
	дауадина унучти 1000 — 10	4月1日	THIT WE PUBLISH.
指宿さがら病院	指宿市湯の浜一丁目11番29号	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
今給黎総合病院	鹿児島市下竜尾町4番16号	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
﨑元病院	鹿児島市東千石町4番13号	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
医療法人回生会金生内科	鹿児島市中町5-1	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
昭和会クリニック	鹿児島市下竜尾町2番6号	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
医療法人緑蝶会しらたにメン	姶良市加治木町反土1401-1	平成25年	精神通院医療
タルクリニック		4月1日	
なかやま脳神経外科	南さつま市加世田東本町12-	平成25年	精神通院医療
X4 上公子以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 E11 = + 14.1.mr 0 75.1 1	4月1日	\rightarrow \frac{1}{2} \right
独立行政法人国立病院機構鹿	鹿児島市城山町8番1号	平成25年	精神通院医療
児島医療センター	鹿児島市上福元町3992番3号	4月1日 平成25年	精神通院医療
平林脳神経外科	此元6 11工1 11 11 11 11 11 11 11 11	平成25年 4月1日	悄悄地地忧达燎
今村病院	<u> </u>	平成25年	 精神通院医療
	成了巨四 多位任金 11 一 1	4月1日	//ITT地/匹区/凉
坂之上生協クリニック	 鹿児島市坂之上二丁目14番17	平成25年	
		4月1日	
医療法人英仁会中野脳神経外	鹿児島市東開町3番地163	平成25年	精神通院医療
	プロプロ ED 14 / N N D 11 - 1 O 田 7 E 1 O O	1 120 T	

科		4月1日	
うえはらクリニック	鹿児島市本名町1071-1	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
松本醫院	鹿児島市鷹師二丁目3-15	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
上村内科·神経内科	薩摩川内市御陵下町30-46	平成25年	精神通院医療
		4月1日	

鹿児島県告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年4月12日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎

	7-27-14	. ,	1 7441 111
薬	局	更新年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	日	の種類
くにみ薬局加治木店	姶良市加治木町反土1402番地	平成25年	精神通院医療
	2第2コバヤシビル101号	4月1日	
有限会社押川薬局	奄美市名瀬入舟町17-10	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
あかり薬局	鹿児島市照国町13番地4号	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
有限会社ホセイドー薬局	南九州市川辺町平山6821	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
たき調剤薬局	姶良市西餅田572番地	平成25年	精神通院医療
		4月1日	
星ヶ峯調剤薬局	鹿児島市星ケ峯四丁目2番11	平成25年	精神通院医療
	号	4月1日	
まさき薬局	鹿児島市下荒田一丁目2番21	平成25年	精神通院医療
	号	4月1日	
三気堂薬局南さつま店	南さつま市加世田東本町12-	平成25年	精神通院医療
	10	4月1日	
曽於薬剤師会薬局志布志店	志布志市有明町野井倉字上ノ	平成25年	精神通院医療
	濱8304番地56	4月1日	

鹿児島県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年4月12日

曲旧自	県知事	母藤祐一	山口
	7 KR 711 711	1 + 1 + 1 + 1 + 1	1217

	事業者,指定居 養者又は指定介 ス事業者	事業	美 所	更新年月	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	日	♥ノ1里 対
社団法人姶良	霧島市隼人町	姶良郡医師会	霧島市隼人町	平成25年	精神通院医療
郡医師会	内山田一丁目	訪問看護ステ	内山田一丁目	4月1日	
	6番62号	ーション	6番52号		
有限会社ライ	南さつま市金	さつま訪問看	南さつま市金	平成25年	精神通院医療
フデザイン	峰町中津野	護ステーショ	峰町中津野	4月1日	
	1207番地 1	ン	1207番地 1		

鹿児島県告示第449号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また,当該届出に係る指定漁船調書を平成25年4月12日から同月26日まで南さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

南さつま市笠沙町片浦15398番地 橋口隆美南さつま市笠沙町片浦15409番地 森和弘南さつま市笠沙町片浦15447番地 森辰生

2 加入区

野間池加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 南さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第450号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により,漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため,次のとおり届出があった。

また,当該届出に係る指定漁船調書を平成25年4月12日から同月26日まで屋久島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

熊毛郡屋久島町栗生837番地3 上山一利 熊毛郡屋久島町安房1580番地22 田中実 熊毛郡屋久島町安房2402番地56 山野道昭

2 加入区

屋久加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 屋久島漁業協同組合

鹿児島県告示第451号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により,次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 しゅん功認可年月日

平成25年3月28日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

肝付町

肝属郡肝付町新富98番地

肝付町長 永野和行

- 3 埋立区域
 - (1) 位置

肝属郡肝付町大字波見字東風泊2198番1から同字2198番2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の点1から点29までを順次に直線で結んだ線及び点29と点1を直線で結んだ線により

囲まれた区域

原点 三等三角点海蔵(北緯31度19分47秒6239, 東経131度05分34秒1084) から299度36 分21秒2369.10メートルの地点

- 点1 原点から259度48分52秒199.51メートルの地点
- 点2 点1から271度45分20秒6.30メートルの地点
- 点3 点2から284度12分21秒3.77メートルの地点
- 点4 点3から266度20分44秒10.07メートルの地点
- 点 5 点 4 から278度53分46秒10.05メートルの地点
- 点 6 点 5 から270度53分56秒10.01メートルの地点
- 点7 点6から268度36分40秒10.03メートルの地点
- 点8 点7から288度49分14秒10.94メートルの地点
- 点9 点8から3度14分50秒40.65メートルの地点
- 点10 点9から3度08分52秒6.90メートルの地点
- 点11 点10から93度01分50秒13.69メートルの地点
- 点12 点11から3度11分06秒3.10メートルの地点
- 点13 点12から93度27分12秒0.80メートルの地点
- 点14 点13から183度11分06秒1.50メートルの地点
- 点15 点14から93度11分06秒2.72メートルの地点
- 点16 点15から3度11分06秒1.51メートルの地点
- 点17 点16から93度08分30秒2.10メートルの地点
- 点18 点17から183度11分06秒3.11メートルの地点
- 点19 点18から93度11分06秒33.10メートルの地点
- 点20 点19から3度11分06秒3.09メートルの地点
- 点21 点20から93度40分03秒0.80メートルの地点
- 点22 点21から183度11分06秒1.50メートルの地点
- 点23 点22から93度11分06秒2.72メートルの地点
- 点24 点23から3度11分06秒1.51メートルの地点
- 点25 点24から93度11分06秒2.11メートルの地点
- 点26 点25から183度11分06秒3.09メートルの地点
- 点27 点26から94度01分18秒2.44メートルの地点
- 点28 点27から183度21分21秒6.90メートルの地点
- 点29 点28から183度14分42秒30.46メートルの地点
- (3) 面積

3,030.06平方メートル

- 4 埋立地の用途
 - 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
 - 平成23年2月21日
 - 指令漁港第679号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村 肝付町

鹿児島県告示第452号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、南さつま市から次のとおり同法第97条第1項の規定による変更認可後の換地計画の当該変更に係る部分の換地処分をした旨の届出があった。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 土地区画整理事業の名称

加世田都市計画事業加世田第四十地区画整理事業

換地処分の年月日
平成25年3月28日

鹿児島県告示第453号

平成16年2月10日鹿児島県告示第333号(総括指定金融機関の指定,指定金融機関等の名称,取扱店舗及び取扱事務の範囲)の一部を次のように改正し、平成25年4月15日から施行する。 平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3の(1)の表株式会社南日本銀行の項中「及び支店」を「,支店及び出張所」に改め、同表株式会社みずほ銀行の項中「国内に所在する本店,支店及び出張所」を「同上」に改める。

鹿児島地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年4月12日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			松皮左口	障害福祉
to the	= + uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
すてっぷはうす	日置市東市来町	社会福祉法人信	日置市東市来町	河野 史代	平成25年	共同生活
	湯田4508-4	成会	湯田字平原7107		4月1日	介護
			番地8			

北薩地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年4月12日

北薩地域振興局長 萩 亮

事 業 所		申請者			指定年月	障害福祉
to the	ᇙᄼᅔ	to the	主たる事務所の	代表者の氏		サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
デイハウスふた	阿久根市折口	社会福祉法人青	阿久根市赤瀬川	折橋 嘻典	平成25年	生活介護
ば折多	1627番地 8	陵会	887番地 1		4月1日	・就労継
						続支援B
						型

公告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年4月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年4月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年4月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グラード東開 鹿児島市東開町4番27

2 変更事項

大規模小売店舗の名称

- (1) 変更前 タイヨー東開店
- (2) 変更後 グラード東開
- 3 変更年月日

平成25年3月7日

4 届出年月日

平成25年4月1日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年4月12日

かごしま県民交流センター副館長 上加世田純一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

かごしま県民交流センターで使用する電気

年間予想使用電力量 2,969,000キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地かごしま県民交流センター県民交流課 鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年3月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所 九州電力株式会社鹿児島営業所 鹿児島市与次郎二丁目6番16号

5 随意契約に係る契約金額

57, 247, 985円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号該当

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年4月12日

鹿児島県農業開発総合センター所長 宮内悟

1 落札に係る物品等の名称及び数量

鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気

年間予想使用電力量 3,417,000キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課

南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401

3 落札者を決定した日

平成25年3月14日

4 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社加世田営業所

南さつま市加世田地頭所町1-5

5 落札金額

28,063,770円 (耕種試験研究施設分)

25,843,555円(農業大学校分)

5,140,180円 (農業大学校付帯施設分)

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成25年2月1日

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年4月12日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第9号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則(昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第4東九州自動車道の項の次に次のように加える。

一般国道3号	薩摩川内市水引町字草道5892番1から同市高江町字田中
南九州西回り自	2463番1まで
動車道	

別表第4一般国道10号(隼人道路)の項の前に次のように加える。

加団光10日	姶良市加治木町日木山字遊田587番2から同市加治木町
一般国道10号	反土字中川原2195番4まで

附則

この規則は、平成25年4月15日から施行する。